



## 貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課  
広報・シティプロモーション担当  
遠藤・中村  
TEL:072-433-7059  
FAX:072-433-7233

# 修繕業務に係る不適切な事務処理について

このたび、本市建築住宅課において不適切な事務処理が行われていたという事案が発覚いたしました。詳細については下記のとおりです。

## 記

### 1. 概要

市営住宅の修繕業務の請負契約について、請負業務完了後に支払うべき請負代金を、完了前に、業務を完了したとの事務処理を行って先に支払ったもの。

### 2. 内容

- ・令和5年1月25日（水） 修繕業務請負契約 5件 計1,310,672円分についてA社と契約を行いました。
- ・令和5年3月上旬頃、A社より、「別途、市の発注工事の下請けを行っており、そちらの工程の遅れにより、工期が重なったため、契約期間内に完了できない。一旦作業を休止し、かかる下請け工事終了後に再開したい」との申出があり、本来は契約上、契約解除の手続きを行うべきところを怠り、応諾してしまいました。加えて、その後も作業は再開されず、当庁より催促もしましたが契約は履行されない状況が継続していました。
- ・当庁はA社に架電し、近日中に修繕業務を完了させるという意思を確認したうえで、令和5年5月25日（木）において、修繕業務が完了していないにもかかわらず、同業務が完了したものと事務処理を行い、A社に対し1,310,672円の支払いを行いました。
- ・支払い後についても、当庁はA社に対し、再三にわたり修繕業務を早期に完了させるよう催促の連絡を行ってまいりました。  
しかしながら、修繕業務は実施されないまま、令和5年10月13日（金）にA社の代理人弁護士より自己破産申立を行う旨の通知を受けました。

### 3. 今後の対応

- ・A社の代理人弁護士に対し債権の届出を行い、修繕業務未完了部分に相当する請負代金の回収に努めてまいります。
- ・事務処理方法の見直しなど再発防止策を講じてまいります。
- ・関係職員に対し、厳正なる処分を行います。

問合せ先 都市整備部建築住宅課

TEL 072-433-7098

担当：課長 岸本（きしもと）